

# 可視化の現在 立会いの未来

## 「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」の発足について

取調べの可視化・弁護士立会大阪本部 副本部長 小坂井 久

### 1 ● 3年後検証の開始

本年7月28日、「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」（以下、「本協議会」という）の第1回会議が法務省において開催された。構成員は、有識者1、研究者2、警察庁1、裁判官2、検察官1、法務省1、弁護士2（刑事弁護関係と被害者保護関係が1名宛）の計10名となっている。当日は、この協議会の趣旨や協議の進め方について議論された（法務省ホームページに、その議事録が掲載されている）。

本協議会は、取調べの可視化について言うならば、2016年改正刑訴法の附則9条1項の規定に基づくものである。すなわち、同規定は「政府は、取調べの録音・録画等…が、被疑者の供述の任意性その他の事項についての的確な立証を担保するものであるとともに、取調べの適正な実施に資することを踏まえ、この法律の施行後3年を経過した場合において、取調べの録音・録画等の実施状況を勘案し、取調べの録音・録画等に伴って捜査上の支障その他の弊害が生じる場合があること等に留意しつつ、取調べの録音・録画等に関する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と定めていた。可視化法（刑訴法301条の2）が、2019年6月1日に施行され、3年経過したことから、本協議会が設置されたのである（そして、同附則2項及び3項は、さらにその余のテーマについて検討することを謳っており、本協議会で、これらについても議論される）。

### 2 ● 可視化の進展と課題

この間、取調べの可視化が進展・拡大し、日本の取調べが様変わりをしたこと自体は確かである。「絵に

描いた餅」でしかなかった黙秘権は、ようやくその行使が被疑者の防御権を実効化する現実的選択肢となった。従来に比べれば、はるかに「供述の自由」が確保されうる状況になったといえる。しかしながら、我が国に根深い捜査機関による「物語」作成の「伝統」は未だ解消されてはいない。可視化記録媒体自体が、そのような取調べの在り様を「可視化」している事例が、現に存在している。

確かに、検察官取調べにおいては実務運用により、身体拘束下の取調べにあって、全過程録音・録画の対象が法に規定された2類型以外の一般事件全体に広げられ（一般事件についても身体拘束下取調べの90%レベルで全過程の録音・録画が実現し）、可視化は大きく進展したといえる。しかし、上記「伝統」が覆ったと評価するには、なお遠いのが現実と言わざるを得ない。

実際、警察においては、裁判員裁判対象事件（現状、身体拘束下の94%から95%が全過程になっている）に加え、精神障がい者（知的障がい者、発達障がい者を含む）の身体拘束下取調べを、犯罪捜査規範182条の3第2項によって可視化努力義務対象としたものの、運用は、それだけにとどまっている。警察は、それ以上に可視化を広げていこうとする姿勢を全く見せていない。

要するに、「供述の自由」の確保は従来に比し明らかに進んだといえるものの、義務化の対象は極めて限定されている。可視化自体、まだまだ十分ではない。上記「伝統」のもと、旧態依然の自白偏重主義は未だ克服されてはいないのである。

### 3 ● 本協議会のミッション

今回の本協議会で、取調べへの過度の依存の見直し

という改正刑訴法の目的を全うするため、対象事件を全事件に拡大するとの方針が打ち出されるべきである。これは当然というべきである。在宅被疑者や参考人の取調べを含めて、全件全過程について取調べの録音・録画を義務づける場が、本協議会なのであり、それこそが本協議会のミッションといっても過言ではない。

2016年法を導いた、法制審議会「新時代の刑事司法特別部会」（以下、特別部会という）に参加した5名の一般有識者委員は、本協議会の上記開催に際して、「改正刑訴法の見直しに当たっての要請」を表明された。「取調べの録音・録画の義務付けについては、一日も早く完全な形、即ち、全事件、全過程で実現するよう強く要請します」と、まさに本協議会において上記趣旨が全うされるべきことを訴えられたのである。

#### 4 ● 捜査機関側の姿勢について

しかしながら、率直にいうならば、法務省において、この3年後検証に前向きに積極的に取り組むとの姿勢があるとは言い難い。単純な話、本協議会の第2回会議は10月3日に設定されており、この一事を持って、迅速に事を運ぼうとの態様は全く見受けられないと言わざるを得ない。座長も選任されず、進行は法務省の係官が行っている。しかも、当分は、改正刑訴法の各課題の実情把握に時間を費やすようであり、それだけで、半年以上、あるいは、1年以上を費やすものとも予見される。

10人という人数は、本来、リアルタイムに交互に発言し充実したディスカッションを行うには適した人数とも思われる（たとえば、特別部会は委員・幹事併せ40名ほどの人数であり、議論はときに、ほとんど「学級崩壊」状況ともなりかねなかった。が、それとは相当趣きを異にするはずである）。しかしながら、本協議会において、そのようなシチュエーションが活

かされるかどうかは予断を許さないと言わざるを得ない。

おそらくは、法務省としては、法制審で、逃亡防止問題についての議論を既に終え、また、性犯罪に関する議論も佳境にあり、刑事司法手続のIT化も法制審での議論が開始される状況にあって、取り扱いたいテーマ自体は既に検討対象になっており、其処にエネルギーを注いでいるとみられる。警察も、刑事手続のIT化問題に注力している実情と見受けられるのである。捜査機関側にあつては、改正刑訴法の3年後検証に集中しなければならないというインセンティブを現在欠いている実情にあらう。

#### 5 ● 長期戦に向けて

しかしながら、既述のとおり、3年後検証は、附則で定められた「必然」に外ならない。可視化拡大をはじめとする、さらなる刑事司法制度の改革の機は本協議会にある。可視化記録媒体によって可視化の限界が「可視化」され、その必要性が浮かび上がった弁護人立会いという課題も、この機を措いては、制度化の議論の進展はのぞみ難い。

上述のとおり、本協議会は相当の長期に亘って展開される可能性がある。まさに長期戦になるものとも思われ、粘り強い対応が求められている。各々の弁護士自身、本協議会を注視し、また、この機に改めて広く市民に訴えていく必要がある。其処から地道に改革の活路を見出さなければならないであろう。さらに、この間蓄積された可視化記録媒体などのデータを検証することによって展望が拓かれていくはずである。

もとより、各々の弁護人の日々の個別実践こそが、さらなる改革の機運を下支えしていくことになるはずである。ときとともに、事態は必ず動き、転換される。

本協議会を我が国の取調べの「伝統」を覆滅させ、まさにこれ乗り越える場にしなければならない。